

プレスリリース [ 令和5年6月23日 ]

(計 1枚)

## 国民健康保険税の課税誤りについて

令和5年度の国民健康保険税について、一部の世帯の軽減判定が正しく行われず、課税に誤りがあることが判明しました。

### 1 経緯等

令和5年度の課税を行った中で、軽減の判定が正しくされていないとの問合せがあり、同様の事例がないか調査を行ったところ判明いたしました。

### 2 誤りの内容及び原因

国民健康保険税は、世帯主及び国民健康保険加入者の所得金額の合計が一定金額（軽減判定基準所得額）以下の場合、均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する制度となっておりますが、国民健康保険加入者に控除対象配偶者がいる世帯の一部で系統的に軽減判定がされずに本来納付すべき金額より高い額が課税されておりました。

### 3 対象世帯及び金額

52世帯 3,163,100円 税額が減額となります。

### 4 今後の対応

誤りのあった世帯に対し、正しい税額をご案内し、過大納付となった場合には、速やかに還付の手続きを行います。

現在、原因を調査中ではありますが、システムを正しく修正するとともに処理結果を複数の職員で確認することを徹底するなど、確認体制を強化いたします。

※ なお、今回の件に関しましては、マイナンバーは関係していません。

本件へのお問合せ先  
加賀市市民健康部保険年金課 担当：吉田 TEL 0761-72-7863